

「学校いじめ防止基本方針」

藤井寺市立道明寺南小学校

1. いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめの態様

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2. いじめに関する共通認識

いじめは、法第4条において禁止されているとおり、決して許される行為ではない。いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与える。また広く児童の人権を侵害する行為であり、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。教職員は、このようないじめを防止するために、「いじめは絶対に許されない」「いじめは重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努め

る」「いじめられた児童の立場になって対応し、速やかに解決することが必要である」との意識を常に持ち続け、自身の役割と責任を自覚しなければならない。

具体的な認識として、以下のようなことが考えられる。

- ・「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」という意識を常に持つこと。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識にたつこと。
- ・「いじめを受けている子ども及び保護者に寄り添った指導」を行うこと。
- ・「いじめの加害者とは、『いじめを行った子ども』はもちろん『周りではやしたてたりする子ども』『見て見ぬふりをしていた(傍観者的)子ども』も含むことを認識して対応すること。

3. いじめに関する学校の取組み

(1) いじめの未然防止に向けて 「いじめを起こさない態度・能力の育成」

いじめを克服するためには、児童がお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが重要である。あわせて規範意識を高め、仲間とともに問題を解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければならない。

具体的な取組みとしては、以下のようなことが挙げられる。

- ・いじめに関する情報や疑いがある場合には、教員個人あるいは関係者だけで抱え込むことなく、速やかに組織的な対応を実施する。
- ・いじめを未然に防止するためには、児童たち自身がお互いを尊重し高め合い、いじめを許さない集団となることが重要である。そのためには、日々の学校の全ての教育活動において児童の人権が尊重され、それぞれの児童の自己実現につながる取組みとなるよう努める。
- ・友だちの願いや思いを共感的に受けとめることのできる豊かな感性や、仲間とともに問題を主体的に解決していこうとする実践的な態度の育成等、人権尊重の教育の充実を図り、いじめをなくすための力を培う。
- ・いじめの問題が、当事者間だけではなく、クラスや学校全体の課題であるとの認識を育むように努め、信頼と協調に基づく人間関係の形成が児童一人ひとりにとってプラスであるとの認識を育むように努め、同時に、それを実現していくために人間関係づくりの教材等を活用した取組みを実践する。
- ・道徳教材や人権教育教材（大阪府教育委員会「いじめ対応プログラムⅡ」「いじめ対応プログラム実践事例集」「いじめ対応プログラム指導案集」等も含む）を積極的に活用し、児童の自尊感情を高めるとともに、他者を敬う気持ちを育てる。
- ・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳に関する教職員の指導力向上を図るため、実践交流会や研修を行う。
- ・地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材や外部講師の活用を推進する。
- ・ロールプレイ等を積極的に活用し、児童に様々な場面を想定した事例を提起する中で、児童が積極的に問題解決を図れるようにする。

- ・ 集団の課題として取り上げ、お互いの存在を尊重した対等な関係をつくることや、自分たちで問題を解決していく力をはぐくむ集団づくりの観点をもって取り組むことが必要である。そのために、終わりの会や学級会を活用し、集団の中での他者とのかかわりを通じて、人とつながる力を身に付けさせ「人とかかわることが楽しい」という気持ちをはぐくみ、集団生活の質を向上させる。また、自分たちの学校生活を振り返るなどして、評価や反省、問題点を出し合い学級集団の向上のための手立てとする。
- ・ 気になる児童の様子や行動については注意深く観察し、教職員どうしが情報交換を密に行い、必要であれば教育相談等を実施し対応していく。(いじめの可能性がある場合は『いじめ対策委員会』を招集し、今後の対応について協議を行い対応していく。)
- ・ 児童や保護者に信頼され、悩み等について気軽に相談されるよう、信頼関係の構築に平素から全力で取り組む。
- ・ 計画的に教職員研修を行い、いじめについておよびいじめを許さない共通認識を持つ。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

(2) いじめの早期発見と対応に向けて

いじめを早期発見することは、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要である。いじめは周囲が気付かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりし、いじめと判断しにくい形で発生することがある。そこで、以下のような観点をもって早期発見に努めることが重要である。

- ・ いじめは日常の小さな出来事から始まるケースが多く、教員が児童の発する小さなサインに気づき見逃さないようにすることが必要であり、日頃から児童の様子をしっかりと見つけ、信頼関係を築いていく。
- ・ 何か様子がおかしいなと思った時に見過ごしてしまわない感受性が、教職員には求められており、児童一人ひとりの実態にアンテナを張り、信頼という児童との絆を構築していく。
- ・ 学期に1回、生活実態アンケートを実施し、児童の実態を的確に把握し、教員の観察を合わせることで、より正確に児童の状況を把握する。
- ・ 児童一人ひとりや集団の様子を下記のような観点でチェックしていくことでいじめの早期発見に努める。

〈一人ひとりの児童のサインに気付くために〉

- 声をかけると「びくっ。」とする。
- イライラして反抗的になったり、攻撃的になったりしている。
- 声をかけても返事がない。会話が少なくなった。
- 様々な活動で意欲の減退が見られる。
- 欠席、遅刻、早退が増えた。
- ケガや傷が多くなった。
- 教職員を避けている。または、職員室や保健室の周りをうろうろしている。
- 紛失物が多くなった。持ち物に落書きがある。
- 刃物など危険なものを持つ。

〈学級集団からのサインに敏感になるために〉

- 休み時間等に固定化した少人数のグループに分かれる傾向がある。
- 学校の行き帰りや休み時間等にいつも一人で過ごしている児童がいる。
- 班活動や集団行動のときなどに一人である。
- 学級の児童たちが特定の児童の失敗やルール違反に敏感に反応する。
- 昼食時などの児童たちの会話に、度を過ぎたふざげや、からかうような笑いが頻繁にみられる。
- ニックネームやあだ名が偏って使用されている。
- 児童どうしの会話で、特定の児童への言葉がきつくなってきている。
- 持ち物等に流行が見られたり、持ち物の自慢をしたりする児童が増えている。
- まじめに取り組むことをひやかすような雰囲気生まれている。
- 授業中にあまり手を挙げない児童が増えた。
- 学校のルール等を守らない雰囲気ができている。
- 教職員に距離を置く児童が増えた。

☆学校として特に配慮が必要な児童についての対応

○発達障がいを含む、障がいのある児童に関わるいじめについて

教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

○海外から帰国した児童や、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童に関わるいじめについて

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、周囲の児童および保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに学校全体で見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に関わるいじめについて

いじめを防止するために性同一性障がいや、性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童又は、原子力発電所事故により避難している児童に関わるいじめについて

被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童への心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(放射線副読本等の活用や、放射線に関する教育の充実に努める。)(相談窓口を周知する。)

4. いじめ防止等の対策のための組織『いじめ対策委員会』の設置について

法第22条には、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と規定されている。この規定に基づき、本校に「いじめ対策委員会」を設置する。教職員は、いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、「いじめ対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、同条の規定に違反し得る。

(1) 『いじめ対策委員会』について

- ・『いじめ対策委員会』は生活指導ケース会議が母体となり、メンバーは管理職・生活指導担当・人権教育担当・養護教諭から成り、ケースによっては関係の深い教員の参加も追加する。
- ・いじめ対策委員会は検討会議を開催し取組みが計画通りに進んでいるかを検証したり、いじめの対処がうまくいかなかったケースを検証したり、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。(PDCAサイクルの活用)

(2) 『いじめ対策委員会』が担う役割について

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中心組織となる。
- ・児童、保護者、地域に『いじめ対策委員会』について周知する。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割を担うが、担任や、学年教員等に情報がもたらされる場合もある。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、被害児童への支援や加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中心的な役割を持つ。

(3) 『年間計画』の策定について(別紙参照)

- ・いじめ防止の観点から、学校の教育活動全体を通じて、いじめ防止を計画的に行うために、包括的な取組みの方針、いじめの未然防止や早期発見の取組みやいじめ対応に関わる教職員の資質能力向上を図る校内研修等、年間の指導計画を定める。

5. いじめへの対処

(1) 速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、迅速かつ組織的に対応する

～情報を共有し迅速に対応する～

法第23条第1項には、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」と規定されており、学校の教職員がいじめ（「疑い」を含む。）を発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、「いじめ対策委員会」に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。特に、児童が気づいた時には、学校・家庭・地域社会で気がねなく相談できる環境を整える。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録、保存しておく。

(2) 被害児童を守り通す

～事実関係を確認し被害児童のケアと安全確保を行う～

- ・被害児童に個別に事実関係の聴取を行い、その際には、被害児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いわけではない。」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。被害児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、被害児童の安全を確保する。
- ・被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員）と連携し、被害児童に寄り添い支える体制をつくる。被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導することとしたり状況に応じて出席停止を活用したりして、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(3) 加害児童に対し、毅然とした態度で指導する

～いじめ行為には粘り強い指導を行う～

- ・加害児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも注視し当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加えることも考える。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

～集団全体の課題としてとらえる～

いじめを見ていたり、同調したりした児童の中にも様々な思いを抱えている児童がいる。いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければならない。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしている「傍観者」であっても、いじめを受けている児童にとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要である。

(5) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに削除する措置をとる。措置をとるに当たり、必要に応じて地方法務局、警察等の専門的な機関に相談・通報し、適切に援助を求める。

パスワード付きサイトやLINEも含むソーシャルネットワーキングサービス、携帯電話等のメールを利用したいじめについては、大人が見ることが難しく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

6. いじめの「解消」の定義

いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで解消するものではない。

いじめが「解消している」状態とは、

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に限らず、教育委員会または学校の判断により、より長期の期間を設定する。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認できること。

この2つの要件が満たされなければならない。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童および加害児童については、日常的に注意深く観察する。

7. 重大事態への対応について

(1) 重大事態の意味

法第28条には、「重大事態」として以下のように規定されている。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめの被害児童の状況に着目して判断するものであり、例えば以下のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・心身に大きなダメージを負った場合（精神性の疾患を発症した場合） 等

「相当の期間」とは、国の基本方針では年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。欠席日数が30日に満たないため「重大事態ではない」と判断し、結果長期にわたって不登校となる場合がある。このことを教職員が共通理解し事態の対応にあたる。

(2) 重大事態の判断

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査にあたる。

(3) 重大事態の発生の報告

重大事態に該当すると判断したときは、藤井寺市教育委員に速やかに発生を報告する。

(4) 重大事態の調査

調査に当たっては、藤井寺市教育委員会との連携のもと以下のように実施する。

- 『いじめ対策委員会』を母体とした重大事態調査委員会を設置する。（専門的な知識や経験を有し、いじめ事案の関係者と直接の人間関係や利害関係のない第三者の参加も視野に入れておく。）
- 事実関係を明確にするための聴き取り調査を実施する。
 - ・『いじめ対策委員会』から提案された、教員の役割分担をもとに聴き取り調査を実施する。聴き取りについては複数で実施し、担任や学年という枠に縛られることなく、いじめを受けた児童が一番話しやすい教員を担当とする。

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

○いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合は、調査を実施する。

- ・当該児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を実施する。
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、加害児童への聴き取り調査を行い、組織的に指導する。
- ・いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアや落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等のため、別室での支援やスクールカウンセラー等との連携も視野に入れる。
- ・当該児童の保護者の要望や思い、意見を十分に聞き、速やかに保護者と今後の調査や方法についても話し合い、調査を実施していく。

○調査により明確になった事実関係を全教員で共有をする。

重大事態と扱われたものの事例、軽傷で済んだもののカッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった、嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く、複数の児童から金銭を要求され総額1万円を渡した等、具体的な状況を共有する。

○いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

調査結果を公開する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童・保護者と確認する。また被害児童・保護者に説明した方針に沿って、加害児童・保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。大阪府の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分を除いた部分を適切に整理して開示する。

○調査結果を藤井寺市教育委員会に報告し、藤井寺市教育委員会との連携のもと今後の対応について協議する。

○重大事態の調査後における地方公共団体の長等による再調査について

- ・調査時に知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ・事前に被害者・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ・教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ・調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

8. ネットいじめへの対応

(1) 「ネット上のいじめ」の発見、児童・保護者からの相談

学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、児童や保護者からの相談であったり、児童の様子の変化であったりすることが多い。学校では子どもたちの出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応する。

(2) 書き込み内容の確認

誹謗中傷等の書き込みの相談が児童・保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みがあった掲示板のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。

(3) 被害児童への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、毎日の面談の実施などきめ細やかなケアを行い、被害児童の立場に寄り添った支援を行う。

また、学級担任だけでなく、複数の教職員で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネットいじめ防止」に取り組む。

(4) 加害児童への対応

加害児童が判明した場合、「ネットいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要である。また、「ネットいじめ」についても、他のいじめと同じで決して許されるものではないことについて、粘り強い指導を行う。「ネットいじめ」については、加害児童が軽い気持ちで書き込んだり、加害児童自身が悩みや問題を抱えていたりする場合も考え、十分な配慮のもとでの指導を行う。

(5) 他の児童への対応

「ネット上のいじめ」等が発見された場合は、他のいじめと同様に指導を行うとともに、年間指導計画に基づいて情報モラル教育を行い、「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないよう指導する。

(6) 保護者への対応

「ネットいじめ」を発見した場合には、被害児童の保護者に速やかに連絡をとるとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会をもち、学校の対応について説明し、その後の対応などについて相談しながら進める。

加害児童が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネットいじめ」が許されない行為であることを説明するとともに、再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行う。

必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校で把握した「ネット上のいじめ」の概要や学校の対応、家庭での留意点などを説明し、学校の対応方針を伝えるなど、学校の取組みに対する保護者の理解を得る。

(7) 「ネットいじめ」等に関する対応の充実、未然防止の取組み

○情報モラル教育の充実と教員の指導力向上

・「ネットいじめ」の未然防止や子どもたちがインターネット上のトラブルにまきこまれないた

めに、他人への影響を考慮して行動することや、有害情報への対応などの情報モラル教育に取り組む。

- ・情報モラル教育は学習指導要領の内容を踏まえ、各教科の指導の中で児童の発達段階に応じて取り扱っていく。それぞれの教員が、インターネット等の知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し指導力の向上を図るために、外部専門家の講師を招いて、教員研修を行う。

○保護者の啓発と家庭・地域との連携

- ・在籍する児童のうち、一定の割合の児童が、携帯電話・スマホを所持している。このことから、学校だけの取組みではなく、学校と家庭・地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の防止と、早期発見・早期対応へ向けた取組みに向け、保護者への啓発等、学校からの働きかけが重要であるため、保護者・児童の学習会を行う。

9. 児童の自己肯定感を育む

いじめにつながりやすい感情を減らすために、すべての児童が「自分は認められている」、「満たされている」「必要とされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて児童が活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会を設定する。

学校だけでなく保護者・地域の方々にも協力を得て、「道南っ子まつり」や地域のゲストティーチャーによるキャリア教育などに代表される体験活動を通して、自己肯定感を高めていく。

10. 規範意識の育成

チャイム着席や授業規律の徹底により、規範意識を高めることで、いじめを許さない基盤をつくる。